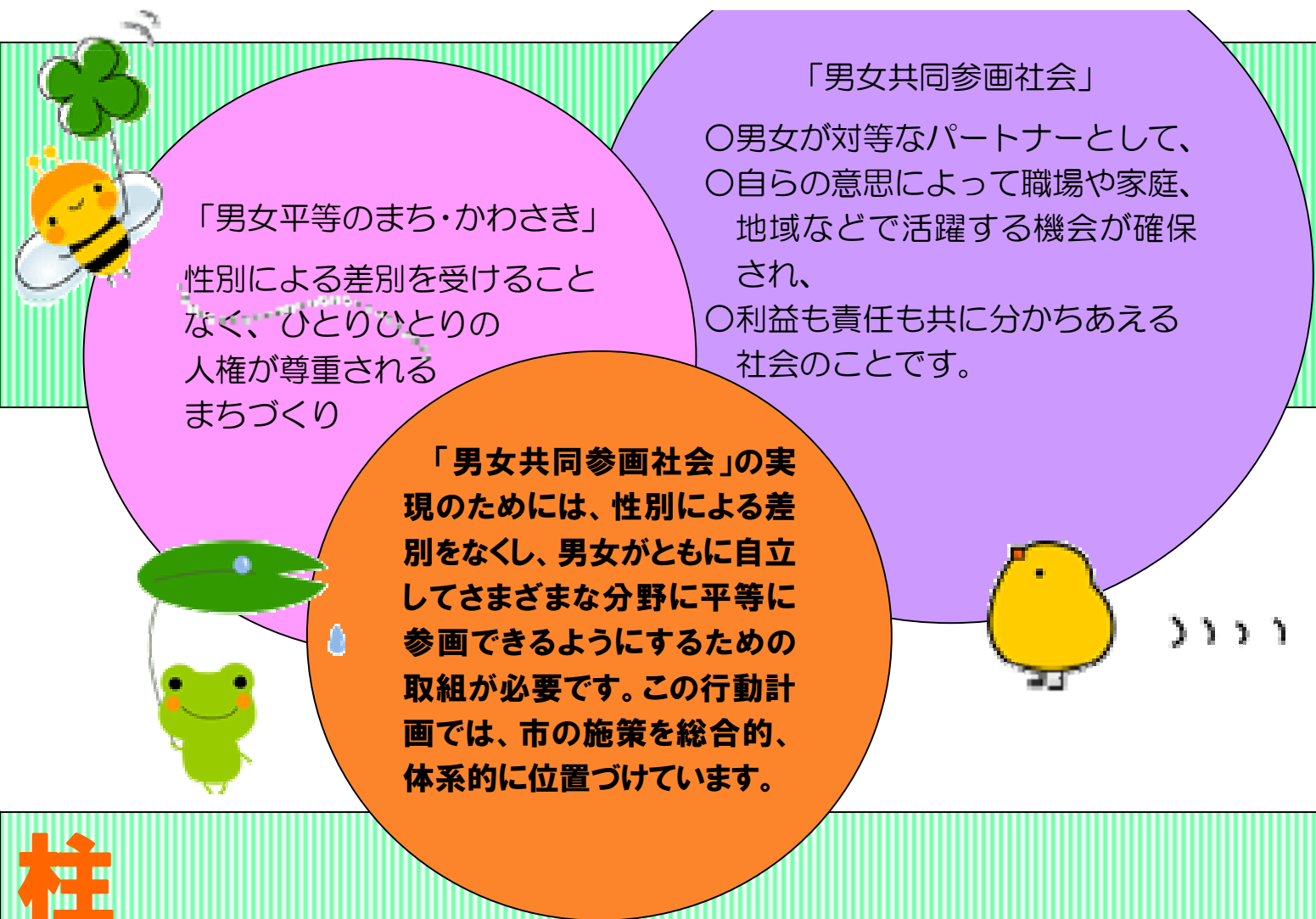


性別にかかわらず だれもが個性や能力を発揮し いきいきと暮らせる社会へ

川崎市では、2001(平成13)年10月に「男女平等かわさき条例」を施行し、「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けて取組を進めてきました。

その中で、「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」が2004(平成16)年度からスタート。計画期間(5年間)が2008(平成20)年度をもって終了となり、取組をより一層推進するために、第2期の計画を策定しました。

計画期間は、2009(平成21)年度から2013(平成25)年度までの5年間です。

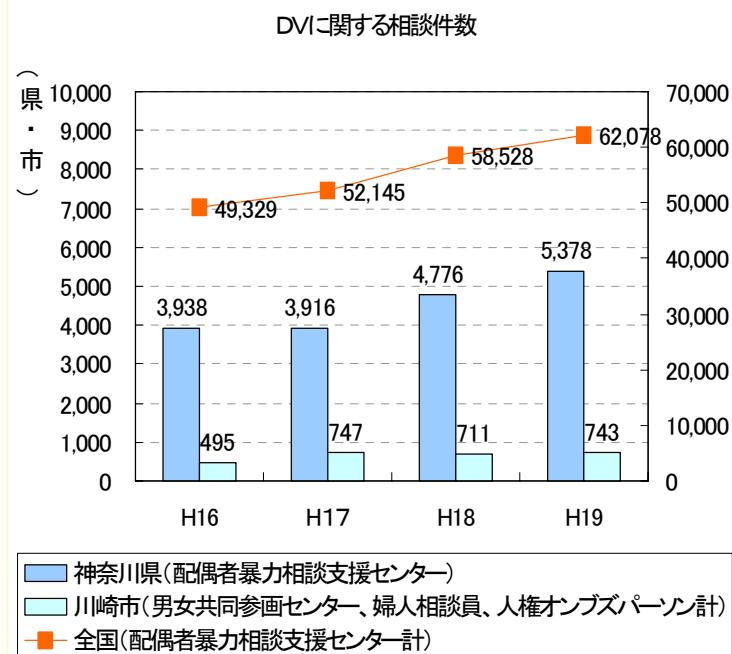


第2期川崎市男女平等推進行動計画の 4つの柱

体系は、4つの柱 > 14の基本施策(施策の方向性を示したもの) > 55の施策(具体的施策) > 118の事業の順に細分化されています。全体像については、中面をご覧ください。

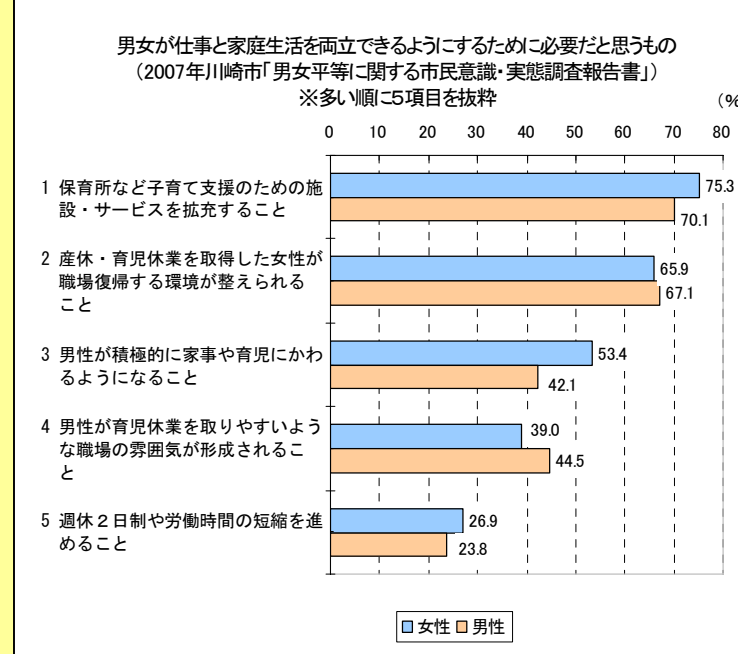
I 「女性の人権」の確立

DVの相談件数は増加傾向にあり、DVを防止し、被害者を保護・支援するための取組が必要です。また、必要とされる支援を迅速に行うためには、被害者支援施策の包括的な取組体制の確立が急がれます。



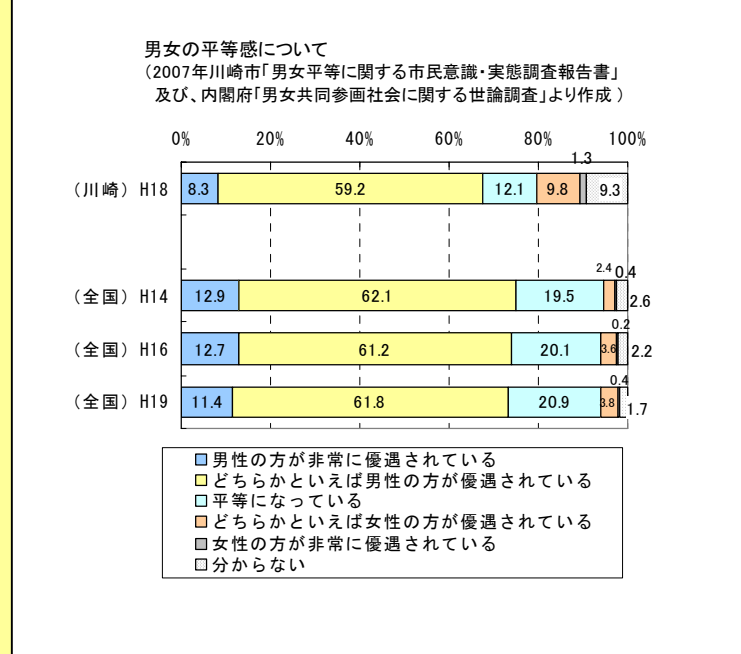
II 仕事と暮らしへの支援

男女がともに、仕事も家庭生活も充実することができるよう、就業の確保、長時間労働の抑制、年次有給休暇や育児休業の取得促進、多様な働き方への支援をするとともに、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めます。



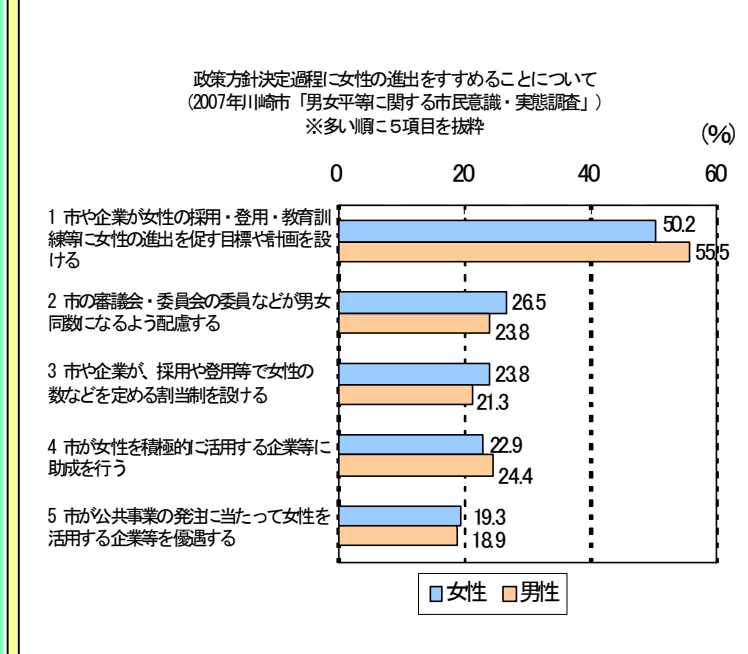
III 学習機会と情報の提供

学校及び地域の教育機関、事業所、市役所等、さまざまな場における男女平等に関する学習及び研修の機会を提供・支援し、地域に根ざした効果的な啓発・広報活動への取組を充実します。



IV 推進体制の充実

男女共同参画を推進するため、市民・市民活動団体等と連携した取組や、政策・方針決定過程への女性の参画促進に向けた取組等を推進します。また、行動計画の推進状況を定期的に点検・評価し、公表します。



柱-Ⅰ 「女性の人権」の確立

DVやセクシュアル・ハラスメントなどの深刻な人権侵害は、犯罪でもあり、男性よりも女性の方
がはるかに多くの被害を受けている現実があります。

国のDV防止法改正を受け、市の基本計画を策定するとともに、家庭・職場・学校・地域等におい
て安全で快適に暮らせるよう、女性に対する暴力等の人権侵害の根絶へ向けた取組を進め、人権侵害
を受けて援助を必要とする女性や外国人女性への相談・保護・自立への支援や性と生殖に関する健康
と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について学ぶ機会の提供等の取組を充実していきます。



基本施策 1

性にに基づく人権侵害の 根絶に向けた取組の充実

国のDV防止法改正に基づく市の基本計画の
策定や、性にに基づく人権侵害をなくすための広
報・啓発、相談・救済制度の連携協力体制の強化
や周知・活用の充実等を進めます。また、外国人
女性への支援の取組を推進します。

施策	施 策 の 内 容
1	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基 本的な計画の策定及び推進
2	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラス メント等をなくすための広報・啓発の推進
3	性にに基づく人権侵害防止に向けた相談・救済体制の充実
4	人権オンブズパーソン制度の周知と活用
5	外国人女性に対する必要な支援の推進



基本施策 2

援助を必要とする女性及び 支援団体等への財政的支援を 含むさまざまな支援の充実

DV等による被害者及び同伴している子どもに
対して、救済から生活基盤確立までの一連の支援
を民間団体等と連携・協働して行うとともに、被
害者等を支援する団体への支援も実施します。また、高齢者やひとり親、外国人等の援助を必要とする女
性の現状及びニーズの把握に努め、支援を実施します。

施策	施 策 の 内 容
6	ドメスティック・バイオレンス等による被害者及び同伴 の子どもへの支援
7	ドメスティック・バイオレンス被害者等の援助を必要と する女性に対する保護施設の充実
8	ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害を受けた女 性に対する生活基盤の確立支援
9	援助を必要とする女性のニーズの把握及び必要な支援 の推進

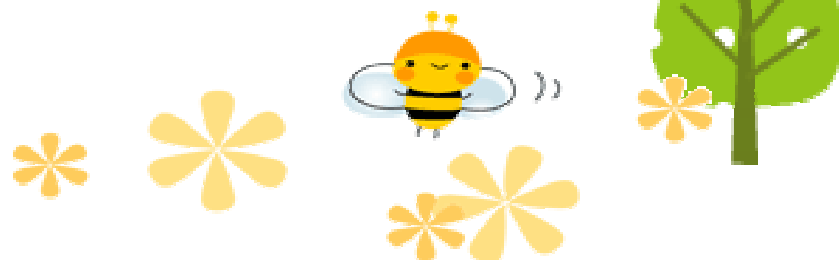


基本施策 3

性と生殖に関する健康と権利 を守るための取組の充実

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティ
ブ・ヘルス/ライツ）について学ぶ機会や、ホー
ムページ等を利用した幅広い情報提供を実施します。また、生涯を通じた健康維持のため、
医療機関における女性専用外来の設置を推進し、市民に対する情報の提供や周産期医療体制
の確保に向けた取組に努めます。

施策	施 策 の 内 容
10	性と生殖に関する健康と権利について学ぶ機会と情報 の提供
11	女性専用外来の設置の推進及び市民への情報提供
12	周産期医療の体制の確保



柱-Ⅱ 仕事と暮らしへの支援

男女とも、仕事も暮らしも充実した生き方を可能にするためには、性別や年齢、働き方の違いによ
って差別的な処遇を受けないこと、更には安定した就業の確保が必要となります。

仕事と暮らしの両立を図るためには、「ワーク・ライフ・バランス」の推進が必要であり、市では、
男女がともに家事や子育て、介護に関われるよう、多様な働き方を支援するとともに、地域全体で子
育てを支える環境づくりを進めます。そして、家族・友人などとの充実した時間、趣味及び地域活動
の時間を持てるような豊かな生活への支援を行います。



基本施策 4

安定した就業機会の確保と 就業継続の支援

講座の開催や情報提供などの就業・就業継続支
援及び育児・介護等により退職したものに対する
再就職支援の充実を図ります。また、事業所及び市役所における男女共同参画の取組を働きかけます。

施策	施 策 の 内 容
13	女性に対する就業支援の充実
14	事業所における就業に関する男女共同参画の取組への 働きかけ
15	市役所における公正な処遇が図られた多様な働き方の 推進



基本施策 5

豊かな生活のための 時間と空間の確保への支援

男女が仕事と育児・介護等の家庭生活及び趣味
や地域活動のバランスを図り、健康で豊かな生活
を送ることができるよう、長時間労働の抑制や年次有給休暇取得促進に向けた取組を進めるとともに、生
活を豊かにするための講習等の情報提供を行います。

施策	施 策 の 内 容
16	生活を豊かにするための情報提供や講習等の充実
17	男女共同参画の視点に配慮した快適に暮らせるまちづ くりの推進
18	長時間労働抑制に向けた取組
19	年次有給休暇取得率向上への取組



基本施策 6

子育てを支える環境の充実

男女がともに子育てに参画できるよう、男性の
育児休業制度の取得促進に向けた働きかけを行
います。また、待機児童の解消に向けて、保育環
境の整備等の充実にも努め、多様な保育制度を拡充
します。

施策	施 策 の 内 容
20	事業所における男性の育児休業取得促進に向けた取組 への働きかけ
21	市役所における男性の育児休業取得率向上への取組
22	多様な保育制度及び保育施設の拡充
23	子育てに向けた学習機会及び情報の提供
24	児童・生徒に対する放課後事業の充実



基本施策 7

介護を支える環境の充実

高齢社会が進展する中、介護の負担が年々増加し
ています。現実には負担の大半は女性が担っており、
男女共同参画での取組が望まれ、介護休業取得促進等に向けた取組を行います。また、介護者にとって利
用しやすい介護サービスの充実を図っていきます。

施策	施 策 の 内 容
25	事業所における介護休業の取得促進に向けた取組への 働きかけ
26	市役所にける介護休業取得率向上への取組
27	利用しやすい介護サービス等の充実

柱-Ⅲ 学習機会と情報の提供

男女平等社会の実現には、性別による固定的な役割分担意識や性差別的な価値観を見直さなければなりません。学校及び地域の教育機関や事業所等、さまざまな場におけるあらゆる人々へ男女平等に関する学習及び研修の機会を提供・支援し、地域に根ざした効果的な広報活動への取組を充実します。

また、パソコンやインターネットなどの情報技術の有無によって生じる処遇や機会の格差（情報格差）を解消し、私たちの意識に大きな影響を与えるメディアの活用及びメディア・リテラシーの向上に向けた取組を推進します。

基本施策 8

子どもからおとなまで、生涯を通じた教育や学習・研修のための環境の整備

日常生活の中にある、性や性別による固定的な役割分担意識等に基づく差別に気づくことができるよう、それぞれの年齢、時期に応じた教育・学習環境を整備します。具体的には、男女平等に関する研修や学習活動の実施を支援するとともに、市役所における男女平等推進のための職員研修を充実します。

施策	施策の内容
28	学校などにおける男女平等教育の充実
29	市民の男女平等に関する学習・研修への支援
30	事業所における男女平等に関する研修への支援
31	市役所における男女平等意識の醸成

基本施策 9

地域に根ざした男女平等推進のための啓発・広報活動の充実

市民へのアンケート等の調査に努め、啓発・広報活動に役立てるとともに、「男女平等推進週間」等の事業を実施し、市の文化資源を有効活用しながら、男女平等の普及・啓発に努めます。また、市の広報資料においては、男女平等の視点に立った表現に努めます。

施策	施策の内容
32	男女平等についての理解を深めるための取組の推進
33	啓発・広報活動を効果的に推進するための調査の実施
34	市の広報資料における表現の点検

基本施策 10

市や市民の情報発信・メディア活用に向けた取組の推進

市民が男女平等の視点から情報を主体的に読み解き発信する力（メディア・リテラシー）や、IT技術等の新しい情報技術を使いこなせる力（情報リテラシー）を深めることができるよう、市民及び事業者の活動を支援します。

施策	施策の内容
35	市民及び事業者の「情報を読み解き発信する力（メディアリテラシー）」の向上への支援
36	高度情報通信化による男女の情報格差をなくすための取組の推進

柱-Ⅳ 推進体制の充実

男女共同参画を推進するため、「かわさき男女共同参画ネットワーク」の活動を充実し、市民・市民活動団体等と連携した取組や政策・方針決定過程への女性の参画促進に向けた取組を推進します。また、科学技術分野や防災分野など、新たな取組を必要とする分野への男女共同参画の推進に努めます。

庁内においては、行動計画を効果的に進め、施策の実効性を高めるために全局に設置した男女共同参画推進員の活動を促進するなど推進体制を強化するとともに、行動計画の推進状況を定期的に点検、評価し、公表します。

基本施策 11

市民・市民活動団体等との連携の促進

さまざまな分野で活動する団体等が男女共同参画に関する意見や情報交換をする場として設置した「かわさき男女共同参画ネットワーク」の活動を推進するとともに、市民・市民活動団体等と連携し、男女共同参画への取組を協働で推進します。

施策	施策の内容
37	「かわさき男女共同参画ネットワーク」の充実
38	市民・市民活動団体等との連携やさまざまなネットワークを活用した男女共同参画の推進
39	男女共同参画に向けた市民・市民活動団体等への支援

基本施策 12

政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策・方針決定過程に女性の視点を取り入れることで、より生活者の立場に立った施策の展開や経済・社会の活性化に役立つことなどから、地域、事業所、市役所、審議会などのあらゆる分野における中心的な役割を担う女性の参画促進に向けた取組を行います。

施策	施策の内容
40	地域における中心的な役割を担う女性の参画に向けた環境づくり
41	事業所における女性管理職比率向上に向けた取組への働きかけ
42	審議会等への女性の参画促進
43	市役所における管理職等への女性職員登用への取組
44	市役所におけるメンター制を含む女性の人材育成の推進
45	市役所における保育・看護の分野への男性の参加促進
46	新たな分野における男女共同参画の推進

基本施策 13

行動計画の点検・評価システムの充実

毎年、行動計画に位置づけた施策の推進状況を点検・評価し、公表します。また、市の統計資料においては、男女比率の把握に努め、男女平等に関する現状や課題を調査・分析して、男女平等の実現度合いを市民にわかりやすく示します。

施策	施策の内容
47	男女平等推進の視点からの統計の実施及び公表
48	行動計画に基づく施策の推進状況の点検及び公表
49	市民による評価に対する支援
50	男女平等の実現度合いについての調査の実施及び公表

基本施策 14

庁内推進体制の充実

施策を総合的かつ効果的に進めるため、全局に設置した男女共同参画推進員の活動を促進するなど推進体制を強化します。また、市の計画への男女平等推進の視点の導入や申請書類等の unnecessary 性別表記の削除を推進します。

施策	施策の内容
51	市のあらゆる計画への男女平等推進の視点の導入
52	男女共同参画推進員の活動の充実
53	男女平等に関する条例、行動計画、施策の普及・啓発
54	男女平等の視点からの unnecessary 性別表記の削除
55	国や県に対する提言や要望の実施